

第37回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時：平成17年1月25日（火）午後2時から午後3時50分

2 場 所：プラザ菜の花 3階 菜の花Ⅰ・Ⅱ

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（7名）

伊藤（公）委員、伊藤（捷）委員、古宮委員、轟木委員、
中村委員、榛澤委員、山下委員

事務局

商工労働部 鏑木参事

経営支援課 阿部室長、貫井主幹、田中（賢）副主幹、

田中（勉）副主幹、小沢副主幹、指山副主幹

都市部都市政策課 鈴木副主査

4 開 会：

① 審議案件概略説明

<事務局> 新年おめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。本日は、本年最初の審議会として第37回審議会の開催をお願いいたしました。委員の皆様には、毎回お忙しい中ご出席いただき、慎重審議の上、貴重なご意見を含む答申をいただいておりますことに執行部として厚く御礼を申し上げます。

さて、本日も願ひする案件ですが、昨年9月の第34回審議会の答申に基づき県意見を述べましたファッションセンターしまむら辰巳台店に関し、設置者からの変更届出を受けての勧告についての審議案件が1件及び新設の届出に関する県意見についての審議案件として（仮称）牧の原モア(MORE)ほか2件でございます。このほか、既存店に係る変更届出につきまして事務処理を済ませ、報告案件とさせていただいたものが西友浦安店ほか15件でございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

② 成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

③ 配付資料の確認

④ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）

⑤ 傍聴者の入室（傍聴者の入室につき委員の異議がないものとして入室を許可した。）

⑥ 議事録署名人選出（議長が古宮委員、榛澤委員の2名を指名した。）

5 議 事：

○ 議題（1）新設の届出に対する県意見に係る審議については、次のとおりであった。

＜伊藤会長＞ 本日の審議案件は、先ほど鏑木参事の方からご紹介がありましたとおり、1つは勧告審議案件でありまして、県の勧告を行うかどうかということの審議1件、新設届出が3件と、合計4件でございます。余り件数もございませんので、スピーディーに効率よく済ませれば、いつもよりも短時間で終了するのではないかと考えております。

それでは、早速第1議題、お手元の会議次第にございますように、県意見にかかわる変更届出に対する県勧告の審議について、ファッションセンターしまむら辰巳台店の案件でございます。

それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

＜事務局＞ きょうの審議会に当たりまして、きょう欠席されております赤羽委員、それから磯村委員、崎田委員に意見文書、それからメール等で意見を聞いたわけなんですけれども、意見等についてはございませんということでした。申し添えます。

①勧告審議案件1「ファッションセンターしまむら辰巳台店」について

＜事務局説明＞

（OHP）

それでは、勧告審議案件1でございますファッションセンターしまむら辰巳台店について説明いたします。ファッションセンターしまむら辰巳台店につきましては、昨年9月21日、第34回の審議会で諮問いたしまして、資料1ページ、番号で言いますと7というところですが、県意見を述べたところがございます。県では、審議会後の平成16年9月28日に設置者に対し、この県意見を通知しまして、平成16年12月21日に県意見に対する対応策としての届出事項変更届が提出されまして、これを受理し、検討いたしました。

県意見の1番目、記載のとおりですが、車両出入口の安全対策を講じることということでございます。これにつきましては、今、画面の方に提示してございます市道に対する出入口2か所でございます。これを意見として述べたところでございます。設置者の対応として、オープンセール時等、混雑が予想される場合、交通整理員を出入口付近に配置して駐車場内の誘導を行うとしております。また、市道24号線、これは出入口に接する道路ですが、この出入口に停止線を設置いたしまして安全を確保するというところでございます。このことにつきましては、2ページに検討状況のところに記載しております。これらの対策を講じるということで対応は図られていると認められます。

それから、県意見の2番目ですが、夜間における荷さばき作業に係る騒音が基準値を超過しているために、基準値を遵守する対策を講じることという意見

を述べました。これに対し、夜間の配送車両の移動方法を改善して、バックブザーを鳴らすことなく荷降ろしを終えるとしておりまして、その際の車両走行は低速走行に努めますということでございます。また商品の手積み、手降ろしを徹底して騒音の低減に努めるという対策が出されました。このことにつきまして、3ページの検討状況にございます、騒音に関しまして最大限の騒音源でありますバックブザーの停止で一定の改善が図られるということになりますが、車両走行音、それから、荷さばき作業音が住宅地側で基準値を超えることの改善には至りませんでした。

(写真01) 今、図面でお示ししておりますけれども、店舗と住宅の間に約30mの道路がございます。これは、かつて都市計画で千葉急行がこちらの方まで延伸するというので、駅が近くにできるということで開発された道路ですが、その計画がなくなったということで、中途半端ですが、この店舗の上下、わずかな距離なんですけれども、こういう道路ができていて、あとは普通の狭い道路になっております。

基準値を超えるということになりまして、昨年12月22日に近隣保全対象住宅——道路を挟んだ2軒がその騒音の対象住宅になるわけなんですけれども、店舗の騒音に関しまして、この2軒に対して聞き取り調査を行いました。この店舗は平成15年の11月から既にオープンしております、店舗面積が994㎡という、大型店舗の規模未満の営業ということで、このときの荷さばきが午前零時から午前1時までの間で行われたということでございまして、この実態を調査したものでございます。

この調査結果は3ページの下の方の段にございます。A宅としてありますけれども、この家ですが、今の図面で指し示しておりますG地点のところの家です。A宅では、夜間に車両が来ていることは感じるけれども、特にうるさいという感じではないということ。それから、B宅では、夜間作業が行われていること自体がわからなかったというようなことで、実施自体は感じていないという意見でございました。このことから、騒音対策は十分とは言えませんが、現状において苦情はなく、増床後においても配送回数が変わらないということで、周辺地域に著しい悪影響を及ぼすものではないと認められます。

以上のことから、4ページ、総合判断でございまして、交通安全対策につきましては、繁忙時、混雑時に出入口付近に交通整理員を配置して誘導を行うこと。それから、市道24号線に面した出入口2か所に停止線を設けて安全の確保に努めることにしております、対応が図られていると認められます。

また、騒音に関しまして、夜間配送の駐車場内の移動方法の改善。これは先ほど申し上げましたが、右の方の太い道路ですが、そこから車両が入りまして、入ってすぐのところ荷さばき場がありますけれども、そこで車を停める。荷

さばきが終わり次第、そのまま市道 24 号線の方へ出ていくということで、バックブザーを鳴らすことがなくなりまして荷さばきを終わることができるということになりました。先ほども説明しましたがけれども、一定の改善が見られるということですが、依然大型車両走行音、それから、荷さばき音は住宅側で基準値を超過しているということでございます。しかしながら、開店から1年以上、夜間に荷さばき作業が行われていますが、これまでに苦情がないということで、また聞き取り調査を行った際にも特段の苦情の訴えがなかったということで、騒音対策は十分とは言えませんが、増床後について、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響の発生はないものと認められます。

以上のことから、当該店舗の立地に関しまして、設置者に勧告しない通知をすることが適当と判断し、県意見は、「県意見に対し一定の対応がなされているものの、騒音対策については十分であるとはいえない。しかしながら、著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であるとは認められないため、勧告を行わない」とし、「なお、深夜・早朝における荷さばき作業が、大規模小売店舗にとって最も騒音上のトラブルが生じることの多い騒音発生源であることから、荷さばき作業音の低減に努めるとともに、周辺住民から作業音について苦情があった場合は、適切な措置を講じてください」、以上を付記したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

<伊藤会長> お聞きのように、県の出しました意見に対して、設置者の株式会社しまむらは対応をしてきたということで、特に騒音の方は基準値が下がることはなかったけれども、2軒ある住宅についても特別に苦情もないし、気が付かなかった程度だということで、バックブザーはやらないということを含めて、いいだろうということですね。最初の方は停止線を設けるということと、交通誘導員を混雑、繁忙時には立てるという措置なので、勧告はしないという県の意見でございます。委員の方、県の意見としては勧告しないということですが、何かご意見ございますでしょうか。

<古宮委員> 結論的にはいいと思うんですけども、ただ、県の意見の表現ですが、1行目の「しかしながら」以降の「著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であるとは認められない」という意味がよく理解できない。つまり著しく悪影響を及ぼす事態が、まず、あるのか、ないのか。著しく悪影響を及ぼす事態というのは予想されないと。あるいは、具体的にそういう事態が発生していない。かつ仮に発生したとしても、回避することは容易であると、そういう意味なのか、ちょっと理解できないんですけども、どういう趣旨でしょうか。

<伊藤会長> 事務局の方、これはありましたね。こういう定番的な表現があるような

ことがちょっと記憶にありましたが、どうでしょうか。

<事務局> 「しかしながら」以下の「著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であるとは認められない」というのは、立地法の中で言われている言葉をそのまま引用したものです。現状は、聞き取り調査をして、ここに書いてありますように、影響はないというふうに判断いたしまして、著しい悪影響を及ぼす事態には至らないという意味でここに書いたつもりでございます。

<伊藤会長> 条文のとおりになぞる必要は必ずしもないとは思いますがね。

<事務局> この言い回しなんですけど、この審議会ですら使われるのが2回目でございます。1回目もここで、この言い回しはちょっとわからないんじゃないかということで議論になったんですけど、最終的に、法令に書いてあるのであれば、やたら変えると、そこに深い意味があるはずなので、それをそのまま引用した方がいいのではないかという意見がございまして、それをそのまま使わせていただいております。

<伊藤会長> 古宮先生は法律の専門家ですから。

<古宮委員> でも、これは一般の人はわからないですよ。

<山下委員> 何か1行抜けているんじゃないかな。1行か、1文字か。古宮先生が言われるとおりで、こういう言い方をされるとわからない。本当に書いてあるかな。ワープロか何かでどこか抜けてないか？ 動かして、切り取り、張り付けなんてやっていると、時々こういう文書ができ上がっちゃうんだよね。これ、意味不明ですね。法令の文書がこれというのは変だね。

<事務局> この文書自体、確かに今、事務局の方からも申し上げたとおり、条文にこのとおりのものがございます。これは持って回った言い方になっているわけですが、平たく言えば、勧告する場合には要件がまず2つ必要になります。1つは、県の意見に対してきちんとした真摯な対応がなされているかどうかです。それから、2つ目の条件としまして、なおかつ著しい悪影響を及ぼすものであるかどうか。この2点を勘案して、2点とも同時に満たすという場合に勧告するケースになるわけでございます。法律の規定ですから、いろんなケースに当たるように持って回った言い方になっているんですが、このケースについては古宮委員の方からもご指摘ありましたように、この場合は近隣の2戸とも知らなかったとか、余り気にしていません。端的に言えば、法律が全天候型と申しますか、あらゆるケースを想定しているから複雑な言い回しになっているんですけども、ご指摘にありましたとおり、騒音の発生自体、この場合は程度が著しくないのです、少し修正させていただきまして、「しかしながら」の部分で、「しかしながら、著しい悪影響を及ぼすとは認められないため、勧告を行わない」と、このように簡潔にしたいと思っております。

<伊藤会長> 条文はいろいろなケースに対応できるようになっているということですか

が、ここでは、それほどなぞらなくてもわかりやすい方がいいということで、「著しい悪影響を及ぼす事態とは認められない」と書いても一向に差し障りがあるとは思われませんので、室長さんの今のご意見で皆さんご納得いただけたらと思います。

そのほかのことにつきまして、何か。山下先生、騒音でどうですか。

<山下委員> 困るのが犬なんです。犬が吠えて苦情が来る。犬を殺せとも言えないけど、でかい犬を飼っている人がこの辺にはいるんだよね。それで犬というのは結構耳ざとくて、人間の基準値以下の音なんだけれども、犬の声で苦情が来るということがあるから、油断はできない。

油断はできないという点で、じゃ、どうすればいいんだというんだけど、犬の音というのは生活近隣騒音の中に入っているから。店の側でちょこっとした囲いでも造っておけば言い逃れできそうな気がするんだが、何もないものね。最近、流過程は変わってきていて、トラックだって、横から出し入れするようなガルウイングみたいなトラックがふえてきているんだよね。後ろだけじゃなくて、横から、ぱっと出しちゃうやつ。だけど、あれはばたばた機械を動かすために動力を使うものだから、犬が妙に騒ぐんですよ。それで苦情が来るという例が地方自治体に時々上がってきますね。だから、何もしないでいいよと言いつけるのかなと。しかも、基準値をオーバーしているという点ね。人間様の苦情は来てないけれども、あのA宅とB宅の家の間に、空き地だから、何か建つかもしれない。その辺の行政の指導の形はどうなんだろう。

<事務局> (写真05) B宅は塀に囲まれた住宅です。A宅とB宅の間は、貸し駐車場になっておりまして、B宅の土地です。この部分は車が停まっておりますけど、B宅が貸している駐車場でございます、こちらの方は、こちら辺に出入りすることは余り気にしてないということです。

<事務局> 犬がいるところはA宅側なんです。

<事務局> A宅側の右側は、神社になっております。

<山下委員> 神様なら文句言わんな。

<事務局> こちらは近くに見えますけど、離れたところに4階建ての県の教職員住宅になってございます。右側は、辰巳台神社という神社のお社があります。

<山下委員> 駐車場をやっておられるのであれば、1台幾らでお金が入ってくるんだから、きっとオーナーの方では喜んでいらっしゃるんでしょうけどね。騒音がオーバーするところはいいのかな、それで。

<事務局> 意見のところ、苦情があった場合には、適切な措置を講じてください」ということで、基準値を一応超えているということをお前提にして、なお書きを書かせてもらいました。

<山下委員> つけておけばいいと思うんですよ、将来的にね。そんなことです。

<伊藤会長> 最後の行に、県の意見の案ですけど、「周辺住民から作業音について苦情があった場合は、適切な措置を講じてください」と書いてある、ここで対処していただこう、こういう趣旨でございますね。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。対応策としては、それほど際立ったことはやってないみたいですから、1番目の対応と2番目の対応とあわせてよかろうと。ちょっとなお書きで注文をつけたということで、勧告は行わないというのが県の案ですが、もしご異論がなければ、この県の意見（案）を了承したいと思います。よろしゅうございますね。ありがとうございます。それでは、この案件につきましては、県の意見、勧告はしないというのを承認いたしましたので、以降は新設の届出の3つの案件がございます。

それでは、新設の審議案件1、（仮称）牧の原モア(MORE)の案件につきましてお願いいたします。

②審議案件1「（仮称）牧の原モア(MORE)」について

<事務局説明>

(OHP)

説明させていただきます。審議案件の1、（仮称）牧の原モア(MORE)でございます。場所は印西市でございまして、建物設置者は株式会社千葉ニュータウンセンター、小売業者はヤマダ電機になります。

資料右側に記載の届出概要ですが、新設日は平成17年2月11日、店舗面積は4,014㎡。それから、飛びまして開店時刻、閉店時刻ですが、午前10時から午後9時まで、荷さばき可能時間帯として午前9時から午後9時までということでございます。

周辺の環境でございます。7項目めに記載してありますけれども、この辺一帯が商業施設となっていて、何回も審議会に諮っているところですが、一番大きいジョイフル本田というのがございます。その道路を挟んで右肩、鉄道として北総鉄道の牧の原駅がございまして、その近くということになります。鉄道を挟んで両側に国道464号がありまして、これは上りと下りがそれぞれ分かれています。先ほど申し上げました一大商業集積地になりつつある場所でございます。

それから、9番目の市町村・住民等の意見ですが、双方からございませんでした。

それから、2ページでございます。配置、運営方法に関する事項ですが、まず、駐車場の収容台数です。指針では161台という計算がされてございまして、届出台数は170台で、充足をしているということです。それから、出入口は2か所ございまして、今指し示している国道464号に接する部分ですが、それともう1つは、ジョイフル本田とこの店舗との間にあります道路のところに出

入口がございます。それから、渋滞を回避するという事で、駐車場内に駐車待ちスペースをつくるということで、44mを設けております。このほか、交通への支障を回避するため、交通整理員を4人配置すると。これは土、日の混雑時ですが、このことによって安全を確保するという事でございます。

次に、駐輪場ですが、駐輪場の台数として、指針参考値を使って計算しますと106台となりますけれども、届出台数は107台ということでございまして、需要は充足していると判断しております。

それから、3ページ目の荷さばき施設の整備ですが、荷さばき施設は面積192㎡で、荷さばきの可能時間帯として、午前9時から午後9時までということになっております。この間、車両が出入りするのが4台でございまして、大きな問題の発生には至らないということで、適切な配慮がされていると認められます。

それから、経路の設定ですが、国道464号がこの店舗への主要な来店経路、退店経路になるわけでございまして、南側からのお客の流れの方が比較的多いということで、図面でいきますと下の方ですが、下の方から上がってきて、上の道路の信号を右折して店舗に入るということになります。この案内経路につきましては、新聞折り込みチラシ等で来客者に対して周知を図るということにしております。

それから、歩行者の通行の利便性でございます。これにつきましては、駐車場内の車路に進行方向を指示するような矢印をつくることで場内走行の円滑化を図るということ、車路と歩行者の区分をするという意味で歩行者の通路を設けることで安全、事故防止に努めるということにしております。

それから、4ページ目の廃棄物減量化ですが、折りたたみのコンテナを活用して段ボールの減量化を図るということでございます。それから、家電リサイクルの企業で、それともう1つ、パソコンリサイクルの法律にかかわる事業所ということで、法に沿ったリサイクル計画を立てております。

それから、防災につきましては、地元の自治体からの要請で可能な限り協力をしていきますということでございます。

それでは、騒音の方をお願いします。

<事務局> 騒音に入る前に、現場の状況を見てきましたので、周辺の状況を写真を用いて説明させていただきます。

(周辺見取図) まず、出店予定地、先ほどから何回も出てきますけれども、ジョイフル本田に隣り合っている店舗でございます。全体計画としては、このように非常に大きい店舗が計画されておりますけれども、今回は南西側部分だけでございます。これが終わると、この全体計画の部分が別途提出されます。

まず、写真1ですが、ジョイフル本田から店舗北西側を見たものでございま

す。

このように北西側から見たものですが、中央部に建設されておりますのがヤマダ電機でございます。ちょうど道路を挟んで反対側、道路右側がジョイフル本田のエクステリアセンターの入り口部分になるものでございます。

次に、北総開発鉄道と 464 号を挟んだ、ちょうど反対側から店舗を見たものが次の写真 2 でございます。

(写真 0 2) こちらをご覧ください。中央部の鉄骨ができているのがヤマダ電機でございます。今度、向かって左側がジョイフル本田でございます。ちょうど真ん中右左に見えている部分が北総鉄道の掘り割りでございますして、この下に電車が通っております。店舗の右側にはずっと空き地がございますけど、先ほど説明いたしましたように、現在は何もございませんが、ここの部分も同じような大型店舗がずらっと並ぶ計画が別途提出される予定でございます。

続きまして、国道 464 号側から店舗のちょうど南西部分の出入口を見たものでございます。

(写真 0 3) こちらでございます。左側の掘割部分が北総鉄道、その左側がそれに並行して走っております 464 号、中央部分の鉄骨が現在建設中のヤマダ電機、左側手前がジョイフル本田という形になってございます。

(写真 0 4) 最後ですが、この店舗の裏側、北側から見たものでございます。ちょっと樹木とかぶっていて見にくいですけど、この部分が現在建設中のヤマダ電機、右側がジョイフル本田、左右にわたり非常に大きな空き地があいておりますけど、この部分はいずれ商業施設がずらっと並ぶという計画がある部分でございます。

それでは、騒音の関係に戻らせていただきます。今申し上げましたような立地条件で、現在のところ、周辺には民家は一切ございません。そのような関係で、こちらは数値予測は行っておりません。数値予測を行わなかった例が過去に 1 件ありまして、それはカレスト幕張で、周辺に何もなく、商業施設しかないというものに続きまして 2 件目でございます。

周辺の状況ですが、現在立地している住居系、南側まで 270m 離れていると。現在、今後立地可能な地点までは約 150m 離れているということで、周辺には全く住居がございません。

それと、こちらは電器屋ということで、営業が夜間に及びません。荷さばき施設等も昼間だけということと、空調施設の配置ですが、3 階のところにキュービクル等空調機器を設置しまして、パラペットの中に囲んでしまうととともに低騒音型機器を採用するというので、立地条件からもそうだし、低騒音型機器の採用等、必要な対応はとられていると判断してございます。

以上でございます。

<事務局> 続きまして、7ページの廃棄物に係る事項でございます。廃棄物の保管施設容量は78 m³ということで、廃棄物の保管施設39 m³、それからリサイクル品（廃家電）保管施設として39 m³でございます。廃棄物の保管施設39 m³で、指針値は28.3 m³ということで、充足していると判断しております。それから、廃家電の関係につきましても、下の欄に書いてございますが、全体として11.7 m³を計画しております。したがって、上段の方に書いてありますリサイクル品（廃家電）保管施設39 m³を設けるということは、これをクリアしていることとなります。

それから、街並みづくりですが、特に緑化計画でございます。5%の緑化をするということで、これは印西市の開発行為等指導要綱が5%以上を設けることになっておりまして、ぎりぎりですけれども、5%を確保することになっております。

8ページ目の総合判断ですが、駐車場、それから駐輪場につきましては充足していると。それから、荷さばき施設、騒音の発生に係る事項、廃棄物、街並み等につきまして、それぞれ適正な配置、それから必要な対応がとられていると認められます。それから、印西市、住民等の意見がなかったということで、この店舗の立地に関しまして、指針に照らし適正に配慮されていると判断して、県の意見は「なし」ということで考えております。よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ご苦労さまでした。基準はオールクリアしているということと、特に音は、家が周辺にないということですからフリーパスということで、緑化もクリアしている等々で特段問題のある箇所はなさそうということで、県の意見は「意見なし」ですが、この案件でご質問でもご意見でもございましたら。

<山下委員> 電器屋ですよ。発泡スチロールとか木の枠——何て言うんだろうな。フォークリフトで冷蔵庫とか大きな「白物」を上げ下ろしする、そういったのは廃棄物に入らないのかな。見ていると、紙製品とか、そんなことしか入っていないよな。

<事務局> それは、客の梱包の中ですから。

<山下委員> そうか。売った後の話は知らないよね。売る前って、あんな大きいのは出ないんだろうか。

<事務局> 基本的には箱で来ますから。

<山下委員> 私は知らなかったものですから。発泡スチロールなんていうのは結構出るのかと思いました。

<伊藤会長> でも、店内で陳列するときは裸にするわけだからね。

<山下委員> 出ないということはないと思うんですよ。裸にしますものね。ヨドバシカメラなんかは結構出ているね。

<伊藤会長> きょうは崎田委員がいないので、その辺は詳しくわかりませんが。

- <轟木委員> 「専門業者に委託し、適切に処理する」ということで、これに入っているんじゃないでしょうか。
- <伊藤会長> ああいうのは出ますよね。
- <山下委員> それから、フォークリフトのパレットと言うのかな、あれは結構廃棄物になるんですってね。そういうのも専門業者に頼んで処理するのだろうか。
- <轟木委員> パソコンはリサイクル法に基づいて回収されるから、この家電5品目の買い替え以外電器屋で回収するという事はないんです。2,000円とか3,000円とか料金がかかるので、郵便局へ行ってそれを買ってきて、それを張り付けて業者に引き取ってもらうか、メーカーで引き取るという形で、今、店舗で引き取るということはないんです。
- <山下委員> ユーザーの側の話ですか。
- <轟木委員> 所有者が払うんです。それは5品目のテレビとか、冷蔵庫とか。今、パソコンも入りましたので、それも回収します。
- <伊藤会長> 車も払わなきゃいけなくなりましたからね、1万5,000円ずつ。
- <伊藤委員> みんなそうですよね。白物の冷蔵庫なんかでは大きさにかかわらず全部一律ですしね。
- <轟木委員> これは消費者負担です。
- <山下委員> ここの廃棄物の保管云々の中には入らなくていいんですね。
- <事務局> 発泡材とか、そういう項目分けはしてないんですけど、可燃物で敷地外処理ということで、市の許可業者が運搬等を行うということになっています。生ごみ、可燃物、不燃物、空き缶、空き瓶という分け方はしてないもので、可燃物に入るかと思えます。
- <伊藤会長> 多分その業者が発泡スチロールとか、木枠とか、持っていくんだと思います。
- <轟木委員> 専門業者がいるんです。
- <伊藤会長> 家電の保管施設はリサイクル法で決まっていますから、置く場所はあるわけですよね。あとは、ほかに出るものは来客のごみとか、そういうのはあると、こういうことですね。
- <伊藤委員> 発泡スチロールは焼却しないんですよ。資源ごみで再利用できますから。
- <伊藤会長> あれは回収業者は焼いたりしないんですな。
- <伊藤委員> しません。市町村では、そういう分け方をしているところはかなりありますね。
- <伊藤会長> そういうことで、しかし、県の意見については特段ございません。いいだろうということで、県の意見を承認したいと思います。ありがとうございました。

それでは、審議案件の2番、(仮称)アクロスプラザ千葉NT南の案件に移りたいと思います。お願いいたします。

③審議案件2「(仮称)アクロスプラザ千葉NT南」について
<事務局説明> (OHP)

審議案件の2でございます。(仮称)アクロスプラザ千葉NT南——これは「ニュータウン南」と読ませるんだそうです。

所在地は印西市で、今ご承認いただきました牧の原モアの延長線上にある店舗ということになります。建物設置者がダイヤモンドリースという会社でございまして、小売業者は「すばる」という書籍販売をする会社。それから、そのほかに西松屋、これは幼児用の衣料品ですね。それと、眼鏡屋と洋服の青山の4店舗の物販店、このほかに飲食関係が入るといような複合的な店舗でございます。

資料右側に記載の届出概要が、新設日が17年3月20日、店舗面積が2,719㎡、開店時刻、閉店時刻が午前8時から翌午前2時でございまして、これは「すばる」という書籍販売の店舗がこの時間で、そのほかの店舗は9時とか10時に始まって8時、7時半に閉店をするということで、ばらけた営業時間帯でございまして。それから、荷さばきの作業時間ですが、午前3時から午後10時までとなっております。

周辺環境ですが、先ほど牧の原モア(MORE)で地図を見ていただきましたが、牧の原モア(MORE)が、今指し示している国道464号の標識がありますが、そのところがヤマダ電機で、それから1つ東京寄りの方に行きまして、千葉ニュータウン中央駅に近いところに店舗を構えるということでございます。

それから、市町村・住民等の意見でございますけど、印西市、それから住民等からの意見はございませんでした。

2ページに参ります。駐車場の収容台数ですが、指針では98台ですが、届出台数は128台ということで、充足をしていることとなります。

それから、駐車場は平面で128台を確保するということございまして、出入口が4か所ございます。国道464号からは、今指し示しておりますけれども、入り口専用、それから出口専用で、左折イン、左折アウトということになります。それから、右の方、ケーズデンキがございまして、そちら側のところ出入口が1か所、それから下の方に行くと、下の方は郵便局等がございまして、そちら側が出入口1か所ということになります。交通への支障を回避するという意味で、すべての出入口で左折イン、左折アウトを行うということでございます。それから、国道464号からの専用入口には24mの駐車スペースを設けることとなっております。この案内につきましては、広告チラシ等で周知を図っ

ていきますということでございます。

駐輪場の確保ですが、指針参考値で 72 台、届出台数が 90 台ということで、充足していると認められます。駐輪場の位置ですけれども、店舗ごとに駐輪場を設置することにしております。今、指しているところが駐輪場になります。駐輪場の案内については、壁面サインとかポールサインで駐輪場であることを表示することにしております。

続いて荷さばき施設ですが、全体的に 140 m²ということで、店舗ごとにそれぞれ荷さばき施設を設けてあります。図面上でいきますと水色のところですが、それぞれのところが荷さばき施設と指定しております。この搬出入時間ですが、午前 3 時から午前 10 時までということで、夜間に入る部分の時間帯で搬出入するということがございます。

それから、経路の設定ですが、案内経路として、先ほどと大体同じ構造になっておりまして、国道 464 号線が上り専用と下り専用になっているということで、橋を渡った前後といいますか、交差点に信号があり、右折レーンがございますので、松戸方面から来た場合には右折することは比較的容易になっております。国道を跨いだ下の方の店舗側の部分ですけれども、ここは今のところ交通量は余りないということでございます。この経路につきましては、折り込みチラシ等で周知を図ることにしております。

歩行者の通行の利便性ですが、専用の通路を設けるということでございます。今、グリーンっぽい色になっておりますが、実際は茶系塗料を使って車道と歩道の識別をするというふうにしてございます。

それから、4 ページの廃棄物の減量化、リサイクル化ということですが、複合的な店舗でございます。段ボールの削減、それから商品の納入容器の減量化ということで、ここに記載してあるとおりでございます。それから、洋服の青山、この企業につきましてはエコネットワークに参加しているということで、衣類を再利用して、ほかの品物に転換していく。寝装品ですとか複合素材にしていくということでございます。

では、騒音の方をお願いします。

<事務局> それでは、騒音の説明に入る前に、周辺の状況を写真を用いて説明させていただきます。

(周辺状況図) まず、計画地の周辺でございますけど、北側は北総鉄道、それと国道 464 号がございます。店舗の西側はケーズデンキ、南側は印西郵便局、その周辺が若干空き地になっておりますので、騒音の予測評価としては、こういった空いているところを今後住居等が立地可能な地点ということで予測評価することになります。

まず、状況でございますけど、ちょうど印西郵便局の屋上に上れましたので、

ここから計画地を俯瞰することができましたので、(写真01)こちらをご覧ください。これが印西郵便局から計画地を見たものでございます。ちょうど工事用のネットフェンスで覆われております区画が今回の計画地でございます。店舗の西側にはケーズデンキ、奥側には、ここでは見えませんが、この下に北総鉄道の掘り割りと道路が両側にあるということと、現在で空いているところは、ちょうど交差点の手前側。周辺見取図に書いてある第1種中高層住居専用地域という部分と、店舗南側出入口の直近になるこちら辺の部分と、この奥側の部分があいているということで、住居等が立地可能な地点ということで予測評価の対象としてございます。

(写真02)次に、計画地を東側から見たものでございまして、この写真の右側が計画地でございます。奥に見えるのがケーズデンキ、さらに奥に見えるのが日本テレコム電波塔でございます。先ほど申しあげました印西郵便局が写真中央左側にございまして、先ほどの写真はこの上からここを見たものでございます。先ほど印西郵便局の隣に立地可能な地点があるということで予測評価と申しあげましたが、届出の段階では、この部分は空き地だったんですけど、調査に行った時点では、ここに真名井の湯というスーパー銭湯ができておまして、オープン当初で相当にぎわってございました。写真左側がそのスーパー銭湯の入り口で、ずっと駐車場がございまして、この奥のところは銭湯になっているということでございます。おまけですけど、700円程度で1日ここで楽しめるそうでございます。

(写真03)あと、主要な出入口になる464号の方を見たものがこちらでございます。これは、ここにありますケーズデンキのところから計画地を見たものでございます。これが464号、写真左端が何度も出てきます北総鉄道の掘り割り、ここが計画地、ここに立っているものが先ほどの新しくできた真名井の湯の看板、ここが印西郵便局でございます。このような状況のもとで騒音予測の方に移らせていただきます。

(騒音予測地点図)こちらが騒音源と予測地点を示したものでございます。これは先ほどと同じように、西側がケーズデンキ、南が印西郵便局、北が道路側、東が空き地ということで、今後立地可能な地点ということで、A、B、Cという3点を予測評価の対象にしてございます。この店舗ですが、ここに核となります「すばる書店」というのがございます。このすばる書店は8時から2時まで深夜営業を行うということ。それとともに、朝3時から6時の間に2台、荷さばきを行うということになっております。それは、やはり書店の関係で、新刊本については、どうしてもその日の早朝に入れたいという話でございました。ちょうどこの店舗の前に荷さばき場があるんですけども、荷さばき車両はこちらから入って、ここでこう出るというのが早朝便2本でございます。そ

うしますと、B地点とかB'地点で基準値を超過するという話になるところなんですけど、先ほど写真で見ていただきましたように、B地点付近に真名井の湯という商業施設ができているために、住居等ではございませんので、予測評価の対象とはなりません。それと室外機等については、こういった建物と建物の上に置くような形になっておまして、今後可能性のあるこの部分でも適、基準値以下となるような設計になっておりますので、すべて基準値以下ということになりまして、必要な対応がとられているものと判断してございます。以上でございます。

<事務局> 続いて7ページですが、廃棄物の保管容量です。指針値では 10.85 m³となっておりますけれども、届出の容量といたしまして 13 m³ということで、ここにそれぞれの店舗の容量を書いておりますが、それぞれの店舗自体も指針の必要保管容量を確保しているということでございます。このほかに飲食店につきましては、別に設定をしているということでございます。

街並みづくり等への配慮ということで、敷地内の緑化計画につきまして、先ほど印西の指導要綱が5%以上ということを申し上げましたが、この店舗につきましては 10.3%を確保するということです。屋外照明・広告塔については、ここに記載したとおりでございます。

8ページ目の総合判断ですが、先ほど来の説明のとおり、駐車場、それから駐輪場の需要につきましては充足をしていると認められます。そのほか、荷さばき施設、騒音の発生に係る事項、廃棄物、街並みにつきましても適正な配慮、それから騒音につきましては、生活環境に与える影響はほとんどないと認められるということとあわせまして、当該店舗の立地に関しまして、指針に照らし適正に配慮されていると判断しております。県の意見としては、「意見なし」ということにさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ご苦労さまでした。というような建物でございます。何かご質問、ご意見ございましたら。ここも騒音問題が余りないと。

<山下委員> 騒音問題があっても、境界付近はまるで民家はないですね。いいんでしょうね。実際に荷さばき施設というのはどうなっているのだろうか。位置はわかっていたんですが。

<事務局> こちらは夜間に行うすばる書店でございますけど、書店ということで、GMSとか食料品スーパーみたいに本格的な4 t車とかが来て、台車でがたがたとやるわけではなくて、その日の本を、ライトバン程度のものをとめて箱を運ぶというような程度でございます。

<山下委員> ここはみんな歩道を挟んで設置されていますね、店舗直結じゃなくて。色が変わっているのは歩道でしょう。輸送車を歩行者の通る脇に停めるんですか。なるべく人が少ないときにやるんだろうけど、店舗から離れたところにあ

るよね。今までの値が、荷さばき施設って店舗直結だったけど、それはいいんだろうか。具体的にどうなのかなと思って伺いました。

<事務局> 具体的にここに荷さばき車両をとめて、それで店舗内に搬入という形なんですけれども。

<事務局> 施設と言われるようなものはないんでしょう。

<事務局> そうです。要するに駐車場内に確保したエリアです。

<山下委員> 荷さばき施設というから仰々しいものを考えちゃった。ここに置きなという場所ですよ。

<事務局> はい。

<伊藤会長> だから、上には何も無いわけですよ。

<事務局> ないです。

<伊藤会長> ほかに何かご意見、ご質問はありますか。もしなければ、この問題も特段大きい問題点はなさそうでございますので、県の意見案が「意見なし」ということで、これでよろしいということにしたいと思えます。

それでは、きょう最後の審議案件で3つ目ですが、鎌ヶ谷フラミンゴテナント棟という案件でございます。お願いいたします。

④審議案件3「鎌ヶ谷フラミンゴテナント棟」について

<事務局説明> (OHP)

審議案件の3件目、店舗の名称は鎌ヶ谷フラミンゴテナント棟でございます。所在地は鎌ヶ谷市でございます。建物設置者は株式会社大日商事、小売店舗は株式会社アベール、それから、ほかと書いてありますけれども、株式会社ウッドストックという店舗が入ることになっております。このウッドストックはリサイクル店ということでございます。

このテナント棟というのは、パチンコ店と、それからアベールという医薬品の店舗が既に990㎡で営業しております、パチンコ店とこの店舗とは切り離されておりますけれども、もう1店舗に、店舗用になって空いているスペースがございます、そこにウッドストックという企業が入ってくるということでございます。

届出の概要ですが、新設日が平成17年2月3日、店舗面積は1,778㎡、開店時刻、閉店時刻は午前9時から翌午前零時まで。それから、今度入る予定になっておりますウッドストックという店舗につきましては、翌午前2時までということになっております。それから、荷さばき可能時間帯ということで、これは午前7時から午後5時までとなっております。

周辺の環境ですが、鎌ヶ谷市の市道37号線と38号線というのがございます。そこに接したところがこのフラミンゴテナント棟となります。左の方につきま

しては学校がございまして、**38**号線が通学路となっております。

それから、市町村・住民等の意見ですが、鎌ヶ谷市からの意見がございました。これは後ほど説明させていただきます。

続いて2ページですが、駐車場の収容台数。これにつきましては、物販の店舗ということで、アベールと、それから今度入ってくる店舗が合わせて**1,778**㎡になるわけなんですけど、この店舗の必要駐車場台数ということで、**73**台が指針値になりますが、届出が**100**台となっております、需要は充足していると判断しております。

このほか、既に造られているものなんですけれども、**900**台収容の駐車場ができております。ここには表現されておりませんが、この駐車場は、3層の駐車場となっております。こちら**37**号線側は1階の平面の駐車場ですが、市道**38**号線側の駐車場の部分がちょっと窪んだ地形になっておりまして、そこに駐車場が配置されているということで、地下2階構造でそれぞれ駐車場があって、全体として**900**台の収容台数となっております。

それから、駐車場の出入口ですが、まず、右の方の市道**37**号線からインとアウトと、それぞれ区分された出入口となっております。それから、駐車場へ入る場合には、1階の平面に行く場合には左折インにして、店舗側の通路を通りまして1階の平面駐車場へととなります。地下1階、地下2階駐車場につきましては、それぞれの通路がございまして、これは上りと下りと交互通行ができるようになっております。安全確保の面では、交通整理員が定期的に巡回をして監視させるというふうになっておりまして、常時交通整理員がおり、**24**時間の配置体制をとっているということです。これはパチンコ店が併設されているということで、このような監視体制をとっているということです。

それから、駐輪場の確保ということで**70**台を届出されております。指針の参考値として**47**台ということでございまして、充足していると認められます。このほかのパチンコ店等につきましても、それぞれの専用といいますか、共有になるんでしょうか、4か所に駐輪場の設置場所がございまして、全体で**270**台ということになっております。

それから、荷さばき施設の整備ということですが、荷さばき施設につきましては全体で**42**㎡となっております、物販2店舗につきまして、それぞれ**21**㎡を2か所に設定するとなっております。今度出店してくる店舗につきましてはリサイクル店ということなので、定期的に商品の搬入は特になくて、もともとの商売の形態が、客が商品を持ってきて、別な客が買っていくという形で、商品の搬入車が、頻繁に入ってくることはないということです。もう1つ、アベールの方につきましては、ドラッグストア——医薬品を販売しているということで、荷さばき施設を設定していますが、これらの店舗につきまし

て、原則的にここに記載してありますが、店舗の開店前、午前9時前に作業を終わらせるということと、車両は右の方から入ってきて、そこで向きを変えるというわけにいかないの、その先を出てUターンをして戻るということで、それぞれの作業時間を別にしていくということでした。

経路の設定につきましては、既に案内看板が5か所設置されておりまして、この地域にパチンコ店とアベールというドラッグストアが既に入居していることは周知されておりますので、この看板を目当てに来るということになります。

それから、歩行者の通行の利便ですが、市道 38 号のところに歩道を設けているということで、これは既にこのパチンコ店なんかできたときにセットバックをして歩道を設けたということで、これが通学路に使われているということになります。敷地内につきましては、斜線の部分に通路が設けられておりまして、店舗に面した上の部分になりますけれども、そこも通路部分ということになります。

それから、廃棄物の減量化、リサイクル化ですが、段ボール関係ですが、搬入業者によって回収をするということになっております。

では、騒音についてお願いします。

<事務局> 騒音に入る前に、また周辺の状況について説明させていただきます。

この部分が店舗でございまして、その中の一部として出店するというところになります。周辺ですが、この場所自体は準工業地帯でございまして、ちょうどこの辺から右側が準工業地帯、こちらに住宅等が書いてある部分が住居地域になってございます。後で騒音のときに目立ちますのがちょっと隠れているんですけども、この敷地境界を挟んで、ちょうどこの部分に住宅が1軒ございます。この住宅は準工業地域内に立地している住宅ではございますが、騒音対策をどうするのかという1つの評価地点となっております。

(写真01) 次に、この店舗は既にできているということで、店舗北側駐車場から店舗側を見たものが写真1でございまして、ここにフラミンゴの絵が書いてありますけど、この部分がパチンコ店のパチンコ棟でございまして、先ほど出てきておりますドラッグストア、アベールが右側の部分でございまして、ちょうど中央部にモスバーガーというのがございまして、ここの空いている部分が今回出店計画をしている部分でございまして、ちょうどここが、こちらの図面でいきますと、モスバーガーの隣のところです。入り口は狭いんですけど、こういう形になっているということで、こちらをご覧ください。ちょうどこの部分が今回の出店地点でございまして。

(写真02) 先ほども出てきましたが、ここの駐車場が3階層になっているということで、わかりにくくなっております。この部分が主要な出入口でござい

ますけど、この部分が地下1階駐車場と地下2階駐車場に行く道で、このような構造となっております。このように地上の駐車場、地下1階、地下2階ということで、駐車場は非常に多く確保されております。

先ほど出てきました、ちょっと囲まれているというか、店舗の中に喰い込んでいる家がこの部分でございます。さらに、店舗の西側になる家が左端でございます。

(写真03) 3階層の駐車場を店舗西側の地上部分から見たものです。

(写真04) 次に、主要な出入口でございます店舗の東側出入口部分。看板が見えるように、周辺はホンダのディーラーとか、ユニクロとか、こちらの面は商業施設がいっぱい並んでいる部分でございます。

中央部が店舗の主要な入り口でございます。ちょっとわかりにくいんですけど、こう行くルートが1階に行く部分で、中央右側にちょっと下がっているような部分がありますけど、これが先ほど見ていただきました地下2階と地下1階に下りていく部分でございます。

(写真05) 続きまして荷さばき施設ということで、店舗のちょうど裏側ですね、ここが荷さばき施設ということで計画されてございます。

それを見たものがこちらでございます。ちょうどこの部分が店舗棟でございます、その間の住居側に万年塀がございまして、その間に車をとめて荷さばきをすると。今、うちの職員が立っている部分は、前から見るとつながっているように見えますけど、パチンコ棟とテナント棟が分離されておりまして、真ん中の部分でございます。この部分が駐輪場に使われる計画になってございます。

最後に残りました、道に囲まれている住宅。この部分を駐車場の東側から見たものでございます。

(写真07) この部分が駐車場に囲まれている店舗でございます、こういったところにネットフェンスが張ってございまして、これは車のヘッドライトの視線カットのために、こちらの方に光の害が及ばないような形でこうやってネットが張ってあるというように聞いてございます。

(駐車場夜間使用図) 騒音の予測評価に戻させていただきます。こちらの店舗ですけど、空調室外機につきましては、店舗の前面、パラペットの裏側、黄色で塗ってある部分に集中的に主音源が設置されておりまして、空調室外機は敷地境界からずっと距離があるところと建物の裏に置かれておりますので、特に影響ございません。しかしながら、こちらの営業は2時までということで、荷さばきはございませんが、来客車両走行音がどういうふうになるのかというのが問題になります。特に北側に家があるということと、西側に地下から上ってくるラインがあるということで、夜間につきましては、こういったところを閉

鎖しまして駐車区画を限定して、店舗の前あたりだけしか使わないようにする、住居系がないところの出入口だけを使うということで、周辺環境に影響がないようにするという対策でございます。これをやることによって評価基準を達成して、騒音上、特に問題がなかろうと判断してございます。

以上でございます。

<事務局> 8ページの廃棄物の保管です。保管容量は 19 m³でございまして、指針の 12.12 m³をクリアしているということになります。このほか、パチンコ店につきましては、別途ここに記載してあります容量を確保するというところでございます。

それから、街並みづくり等への配慮ということで、敷地内緑化ですが、これは鎌ヶ谷市みどりの条例というのがございまして、これにつきましては空地緑化という言葉がございまして。これは、敷地面積から建築面積を差し引いたものを空地緑化と言うんだそうですけれども、2割以上の基準をクリアするというものです。現在は、先ほど申し上げましたが、歩道としてセットバックして用地を提供したことにより基準に満たないということになっていましたが、これにつきましては、店舗の左側は土手になっておりまして、そこを緑化するというので、これを面積に加えるということにしております。

それから、9ページ目の鎌ヶ谷市の意見でございまして。「鎌ヶ谷市みどりの条例に基づく緑地を確保願います」ということですが、現在、緑化率につきまして減少しているということで、先ほど申し上げたような形で緑化に努めていくということでございまして。土手の部分等を使って基準を満たすような緑化率にしていくということでございまして、基準をクリアするよういたしますという回答でございました。

それから、10ページ目の総合判断ですが、駐車需要、それから駐輪場につきましては充足をしていると認められます。それから、経路の設定等につきましても適正な配慮がされており、あわせて荷さばき施設、騒音等につきましても適正な配慮、それから騒音につきましては、生活環境に与える影響はほとんどないと認められること。それから、廃棄物、街並みにつきましても、充足、あるいは適切な配慮がされているということでございまして。鎌ヶ谷市からの意見につきましても、適切な対応がされていると認められます。

以上のことから、当該店舗につきまして、指針に照らして適正に配慮されていると判断いたしまして、県の意見は「なし」ということにさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

<伊藤会長> いかがでしょうか。何かご質問、ご意見。

<山下委員> 既に既存施設があるということで余り問題はないと思うんですけれども、駐車場を出てきますね。出た車はどこへ行っちゃうの？ 緑のまんじゅうみた

いなところの左側を通っていくんでしょ。

<事務局> 駐車場なんですけど、こちらの市道 37 号線下側からは右左折で入り口が 1 か所、こちらの上側の出口については左折のみです。右折については市道 38 号線の 3 番目の駐車場から出て行って曲がっていく。あと、こちらの 3 番目、4 番目については、38 号線の交通量が 37 号線に比べてそれほどないということで、右左折での出入りはできるんですけども、メインは市道 37 号線の 2 つです。

<山下委員> 地下から上がってきて、メインの道路に出ていくところで滞りが起きるでしょうね。坂道発進というか、地下から上がってきて懐が狭い。

<事務局> 地下から上がってきて回り込んで出るか、こちらの 37 号線に出るかです。現地確認したときに、やはり地下の方は台数が少ないですね。店舗入り口がある同じレベルの駐車場にほとんど停まっていますので、上がっていくときに入庫待ちとか出庫待ちでということはあるのかなと思っています。

<山下委員> 地下から出てきてすぐに出口があるというところで、滞りはせんかなと思ったら、今余り使われないということだったので、それならよかろうかなと思います。

<伊藤会長> ほかにどうでしょうか。

<山下委員> 問題になる住宅、切り欠きみたいに飛び込んでいる住宅はいいんですか。騒音に対して苦情は出てこないんですか。何か 1 軒だけ、北側から入っていますでしょう。

<伊藤会長> 写真では窓がなかったですね。

<山下委員> 南側の住宅と書いてあるところです。

<事務局> これは光線よけのネットフェンスなり、こういった形で囲まれているので、設置者もある程度は気を使われていると判断しています。

それと夜間については、店舗がここですから、こんな離れているところは言わなくても停まらないとは思いますが、住宅付近を使わず、店舗の前しか使わないということで、実質的には距離減衰で計算上は適になるという判断でございます。

<山下委員> 取り立てて苦情を言っている人ではないわけですね。

<事務局> 特にこの届出に関して住民からの意見等はございませんでした。

<山下委員> ありがとうございます。

<伊藤会長> もし特段のご意見、ご異議がなければ、余り問題なさそうだと認められるわけでごさいます、県の意見（案）の「意見なし」ということでよろしゅうございませうか。では、そうさせていただきます。

きょうは、新設案件 3 つとも県の意見（案）の「なし」ということで了承いたしましたし、最初のファッションセンターしまむら辰巳台店の勧告審議も特

に勧告しないということで結審をしたいと思います。

○議題（２）変更の届出に対する県意見の報告に係る議事については、次の通りであった。

<伊藤会長> それでは、あと報告事項で、報告案件が全部で**16**もあるんですけども、何か特徴あることがございましたら言ってください。

<事務局> 今回、**16**件が報告事項ということになりまして、駐輪場関係、それから駐車場、閉店時刻関連。閉店時刻関連が一番多うございます。それから、廃棄物保管庫の変更が1件。そのほかに、**15**番に野田みずきショッピングセンターⅠ期というのがございますが、増床して、駐車場収容台数が減ということをここに記載してございます。これにつきましては、今、画面の方でお示ししてありますけれども、これはドラッグストアなんだそうですけれども、駐車場**42**台を廃止して、そこに店舗が造られるということで、それに伴って駐車場が**42**台減少するんですけども、指針上の数字をクリアしているということで、報告とさせていただきます。

以上でございます。

<伊藤会長> もしよくご覧いただいて、これはもう少し詳しくとお考えのありましたら、事務局の方へ個別で問い合わせさせていただきたいと思います。軽微な案件、ほとんどが時間の変更ということです。

報告案件のことはこれで終了したいと思います。

それでは、本日のすべての案件、これで終了したいと思います。

<司会> それでは、これをもちまして、第**37**回千葉県大規模小売店舗立地審議会を終了させていただきます。

傍聴者の方はご退席をお願いいたします。また、審議委員の皆様には事務局から連絡がございますので、そのままお待ちください。

(傍聴者退室)

○議題（３）その他

大店立地法の指針の見直しについて、今後のスケジュールを報告した。

次回開催の日程確認（第**38**回千葉県大規模小売店舗立地審議会 2月22日（火）午後2時から）を行った。

6 閉 会：午後3時50分

以上